

県内金融機関

台風10号大雨で 特別融資を開始

県内の金融機関は2日、台風10号で被災した事業者、個人を対象にした特別融資の取り扱いを始めた。

十六銀行は、被災した事業者向けに最大1億円の融資枠を設定した。期間は10年以内で、3年の据え置き

もできる。個人向けは10万円以上300万円以内を融資する。期間は6カ月以上7年以内。いずれも取扱期間は12月30日まで。

大垣共立銀行は、事業者向けに事業資金1億円以内で、融資期間は最長7年(元

金返済の据え置き1年以内)で取り扱う。個人向けは10万円以上300万円以内で、融資期間は6カ月以上10年以内。

岐阜信用金庫は個人向けの「ニューライフサポートプラン(災害復旧ローン)」と、事業者向けの「ぎふしんビジネスサポートローン(災害復旧プラン)」で、いずれも取扱期間は来年3月末まで。

災害復旧ローンの融資金額は10万円以上500万円以内、期間が1年以上7年以内。災害復旧プランの融資金額は必要な事業資金の範囲内、期間は運転資金が10年以内、設備資金が25年以内で貸し付ける。

大垣西濃信用金庫は被災した事業者向けに特別対策資金の取り扱いを開始。返済期間は運転資金が7年以内、設備資金が15年以内。各営業店に相談窓口も設けた。